

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
券面記載事項 ((*)は自署)	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 性別 基礎年金番号 交付年月日 変更後の氏名(変更日) 「国民年金の記録」欄 <ul style="list-style-type: none"> 資格取得年月日(*) 被保険者の種別(*) 資格喪失日(*) 資格の種別変更日(*) 「厚生年金保険の記録」欄 <ul style="list-style-type: none"> 事業所名(*) 事業所所在地(*) 資格取得年月日(*) 資格喪失日(*) 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 性別 住所(健保は被保険者証裏面等に自署) 被保険者記号番号 保険者番号 保険者名 交付年月日 資格取得年月日 世帯主氏名【国保】 被保険者氏名【健保・被扶養者の場合のみ】 有効期限【国保】 事業所名称【健保】 事業所所在地【健保】 保険者所在地【健保】 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 性別 住所 被保険者番号 保険者番号(保険者の名称・印) 交付年月日 要介護状態区分等 認定年月日 認定の有効期間 居宅サービス等における区分支給限度基準額(サービスの種類とその種類支給限度基準額)(※バウチャーを発行する市町村についてはバウチャー切り分け欄) 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定 給付制限(内容及び期間) 居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業者の名称(届出年月日) 介護保険施設等種類・名称(入退所年月日)(※労災保険の介護補償給付等の受給者についてはその旨と常時介護・随時介護の別を記載) 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 被保険者番号
46 媒体	紙	紙・プラスチックカード・ICカード等	紙	紙
返納の必要	なし (原則、生涯ひとつ)	あり (資格喪失時及び更新時)	あり (資格喪失時)	なし
有効期限	なし	あり(保険者により異なる)	なし	なし
被保険者資格の管理方法	基礎年金番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	【健保】 保険者番号、被保険者記号番号及び3情報(氏名、生年月日、性別) 【国保】 保険者番号、被保険者記号番号及び4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	保険者番号、被保険者番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別) (第2号被保険者については、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者に限り、被保険者として管理)	雇用保険被保険者番号と3情報(氏名、生年月日、性別)
番号の変更	なし (原則、生涯ひとつの番号)	なし {ただし、被保険者資格に異動が生じたときは変更する場合がある。}	なし (ただし、保険者(市町村)を異動すると変更)	なし {ただし、最後に被保険者でなくなった日から7年以上経過すると新規に付番}
備考	初めて加入した年金制度が共済年金制度の場合、その際には、年金手帳は交付されない。(ただし、「基礎年金番号通知書」を交付。)	共済加入者には、共済組合員証等が交付されている。 【例：国家公務員】 ・世帯単位の交付 ・券面には、氏名・性別・生年月日・住所・資格取得年月日・発行機関の所在地・保険者番号名称及び印・交付年月日・有効期限のほか、被扶養者の氏名・性別・生年月日、組合員及び被扶養者療養給付記録を記載 ・媒体は紙		

現行の年金記録情報の提供方法について

参考資料8

	年金見込額試算	年金加入記録照会・年金見込額試算 (電子申請)	年金個人情報提供サービス (ユーザID・パスワード)	ねんきん定期便 ※
サービス提供者	社会保険庁	社会保険庁	社会保険庁	社会保険庁
サービス利用可能者 (老齢年金受給者を除く)	公的年金制度加入者で 申込日現在50歳以上の方	公的年金制度加入者	公的年金制度加入者 (共済組合等加入者を除く)	公的年金制度加入者 (平成21年4月から)
閲覧・確認方法	①社会保険庁HPから、 基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、現在加入している年金制度の別等を入力(申込み) ②社会保険庁が年金見込額試算の結果を社会保険庁で管理している住所に郵送	①公的個人認証サービス又は日本認証サービス(株)の「電子証明書」を取得 ②厚生労働省電子申請・届出システムから ③結果は、電子文書で通知	①社会保険庁HPから、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所等を入力し、「ユーザID・パスワード」取得の申込 ②社会保険庁から、社会保険庁で管理している住所にユーザID・パスワードを郵送 ③社会保険庁HPから、ユーザID・パスワード等を入力して、利用	○社会保険庁から社会保険庁で管理している住所に郵送
47 閲覧・確認できる内容	●年金見込額 (共済組合等支給分は除外) ●加入履歴(加入制度、資格取得・喪失年月日、加入月数等)	●年金見込額 (共済組合等支給分は除外) ●加入履歴 (加入制度、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ※申込日現在50歳未満の方については、 加入履歴のみを回答	●加入履歴 (加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ●過去すべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)	【全年齢共通】 ●加入月数 ●これまでの加入実績に応じた年金見込額 ●保険料納付額(被保険者負担分) ●直近1年分の厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別) 【特定年齢(35歳、45歳、58歳)の方】 ●加入履歴 (加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ●過去すべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別) ※平成21年4月から一定期間は、全年齢の被保険者に対して、特定年齢の方と同様の内容を送付 【50歳以上の方】 ●将来の年金見込額 【50歳未満の方】 ●年金額の早見表
利用件数	176,339件 (平成18年度)	327件 (平成18年度)	929,741件 (平成19年8月までのユーザID・パスワード累積発行件数)	-----

※ 平成19年12月～平成20年10月目途の間は、全ての年金受給者及び被保険者に対して、加入期間及び加入履歴を通知する「ねんきん特別便」を送付。

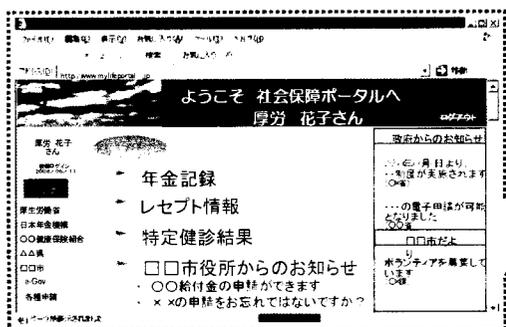
現行の医療費通知等について

	医療費通知	レセプト(診療報酬明細書等)開示	特定健診等の結果に関する情報 (平成20年4月～)	介護給付費通知
情報提供主体	医療保険者	医療保険者	医療保険者	介護保険者
閲覧・通知に係る根拠法令	厚生労働省通知 等	個人情報の保護に関する法律第25条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第14条 地方公共団体の個人情報保護条例 等	高齢者の医療の確保に関する法律第23条	-----
対象者	医療保険加入者のうち 保険診療(調剤)を受けた者	①医療保険加入者 ②①が未成年又は成年被後見人の場合における法定代理人 ③被保険者が死亡している場合は、その遺族等	40歳以上74歳以下の 医療保険加入者	介護保険被保険者のうち サービスを受給している者
確認・閲覧方法 とその頻度	保険者から通知 (頻度は保険者ごとに異なる) 〈例〉政管健保の場合 年2回	保険者に対してレセプト開示を請求 (遺族においては開示を依頼) (例:政管健保の場合) 最寄りの社会保険事務所へ、開示請求(依頼)者 本人が直接、次の書類を持参又は郵送により手続 ・診療報酬明細書等開示請求書 ・開示請求をされる方の本人確認ができる書類	保険者又は実施機関からの通知等	保険者から通知 (実施している市町村と未実施の市町村があり、実施市町村の中でも、送付の頻度は異なる) 【参考】 介護給付費通知を実施している市町村の数は、全体の約50%(平成18年度)。平成22年度末までに実施率を100%とすることを目標。
確認・閲覧 できる内容	内容は保険者ごとに異なる 〈例〉 ・該当期間にかかった医療費の総額 ・受診した医療機関名称 ・区分(入院又は通院日数)	開示請求(依頼)をしたレセプト (ただし、開示することについて支障があると判断されたレセプト等は、開示できない。また、保険者によって、レセプトの保存年数が異なる。)	特定健診等の内容 ・既往歴の調査結果 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査結果 ・測定結果(身長・体重・腹囲・BMI・血圧) ・血液検査結果(肝機能・脂質・血糖) ・尿検査結果 ・特定保健指導に関する記録 等	内容は保険者ごとに異なる なお、一般的な記載内容は以下のとおり ・サービス利用月 ・介護サービス事業者名称 ・サービスの種類 ・サービス利用日数(回数) ・サービス費用総額 ・利用者負担額 等
利用件数 (平成18年度)	2,811万件 (政管健保)	6,172件 (政管健保)	-----	保険者数817

「社会保障カード（仮称）に関するこれまでの議論のポイント」

- ◆ 社会保障カード（仮称）は、社会保障制度全体を通じた情報化の共通基盤となるもの。年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たし、年金記録等の確認を可能にするものとして検討。
このような基盤が整備されることにより、情報の可視化、効率的できめ細かなサービス提供が一層進むことが見込まれる。
- ◆ 現時点で一定の結論が得られたものではないが、いくつかの仮定に基づく議論を整理したイメージを示し、今後、各方面のご意見を踏まえ、年度内を目途に基本計画を策定。

情報アクセスの基盤



社会保障ポータル（仮称）で年金記録や様々なお知らせ等が見られる

- 年金記録やレセプト情報等、自分の情報を確認・活用できる。
正しい情報への修正、手続漏れや虚偽報告の抑止ができる。
（年金記録問題、未加入・二重加入の防止）
- 自分の情報への不正なアクセスを監視できる。
- 様々なお知らせのコストを削減できる。
（ねんきん定期便、各種通知等）

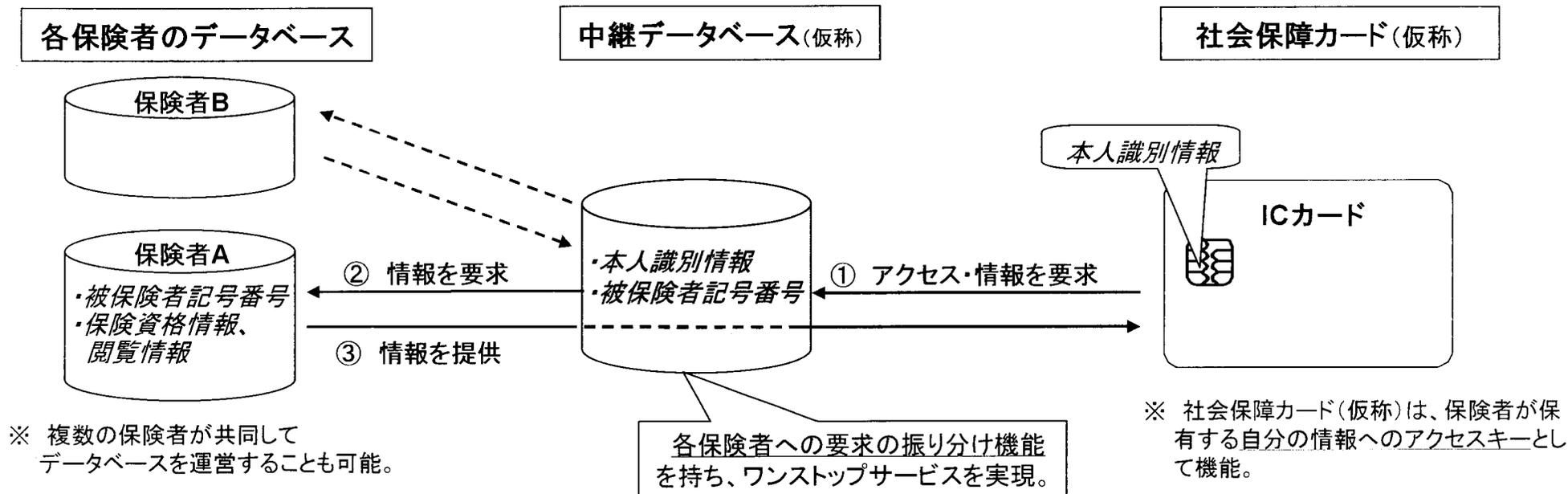
情報連携の基盤



- 健康保険証や年金手帳等が1枚のICカードになるとともに、
転職の際でも保険証の取り替えが不要になる等、利用者等の
手続を減らすことができる。
- 保険者、医療機関等の事務コストが削減できる。
（医療費の過誤調整事務、保険証発行事務等）
- 給付調整等が容易になる。
（高額医療・高額介護合算制度等）

※効果はいくつかの仮定に基づくもの

今回仮定した社会保障カード（仮称）の仕組みのイメージ



◆ 「本人を特定する鍵となる情報」(本人識別情報)と中継データベース(中継DB) (仮称)の活用により、プライバシー侵害・情報の一元的管理に対する不安が極力解消される仕組み。

- ・ ICチップ内には、保険資格情報や閲覧情報を収録せず、本人識別情報(①公開鍵暗号の仕組み、②制度共通の統一的な番号、③カードの識別子のいずれかと仮定)のみを収録し、視覚的に見えなくすることで、情報漏洩・偽造・不正利用を防止。

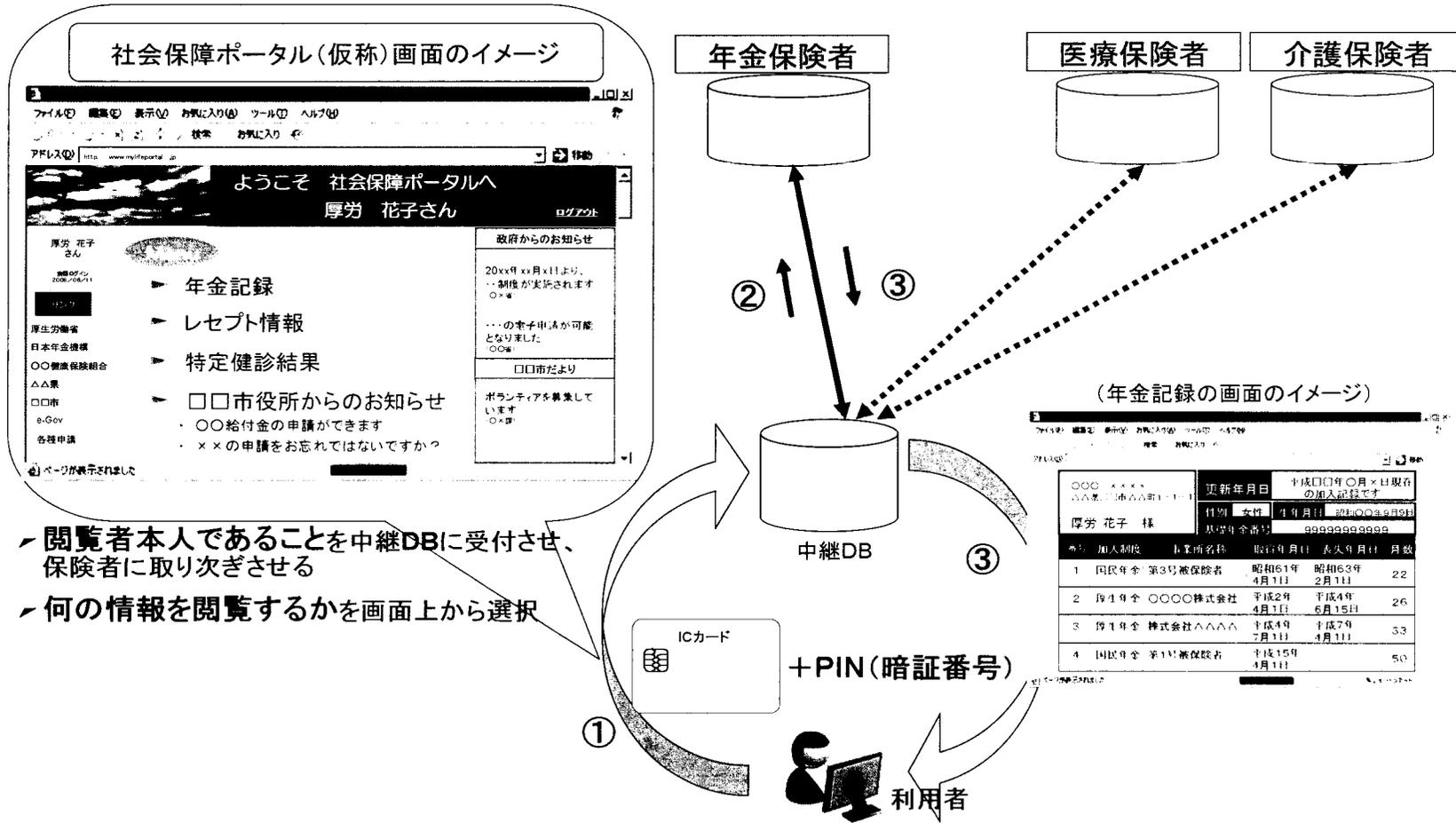
※ 医療、介護の現場で用いられる可視化された識別番号の必要性等についても検討。

- ・ 中継DBは、本人識別情報及びそれと紐づけられた被保険者記号番号といった必要最小限の情報を持ち、保険資格情報や閲覧情報は保有しない(これらの情報は各保険者のデータベースが保有。各保険者は本人識別情報を保有しない。)
- ・ 情報へのアクセス記録を保存し、利用者が確認できる仕組みとすることなどにより、不正アクセスによる盗み見等の不正を抑止し、情報連携を制御。

◆ 利便性が高く効率的であり、かつ、社会的合意を前提としたより広い範囲の用途に対応できる仕組み。

- ・ 中継DBに新たなサービスについてのリンクを持たせることで、ICチップ内の情報を更新することなく、用途拡大が可能。

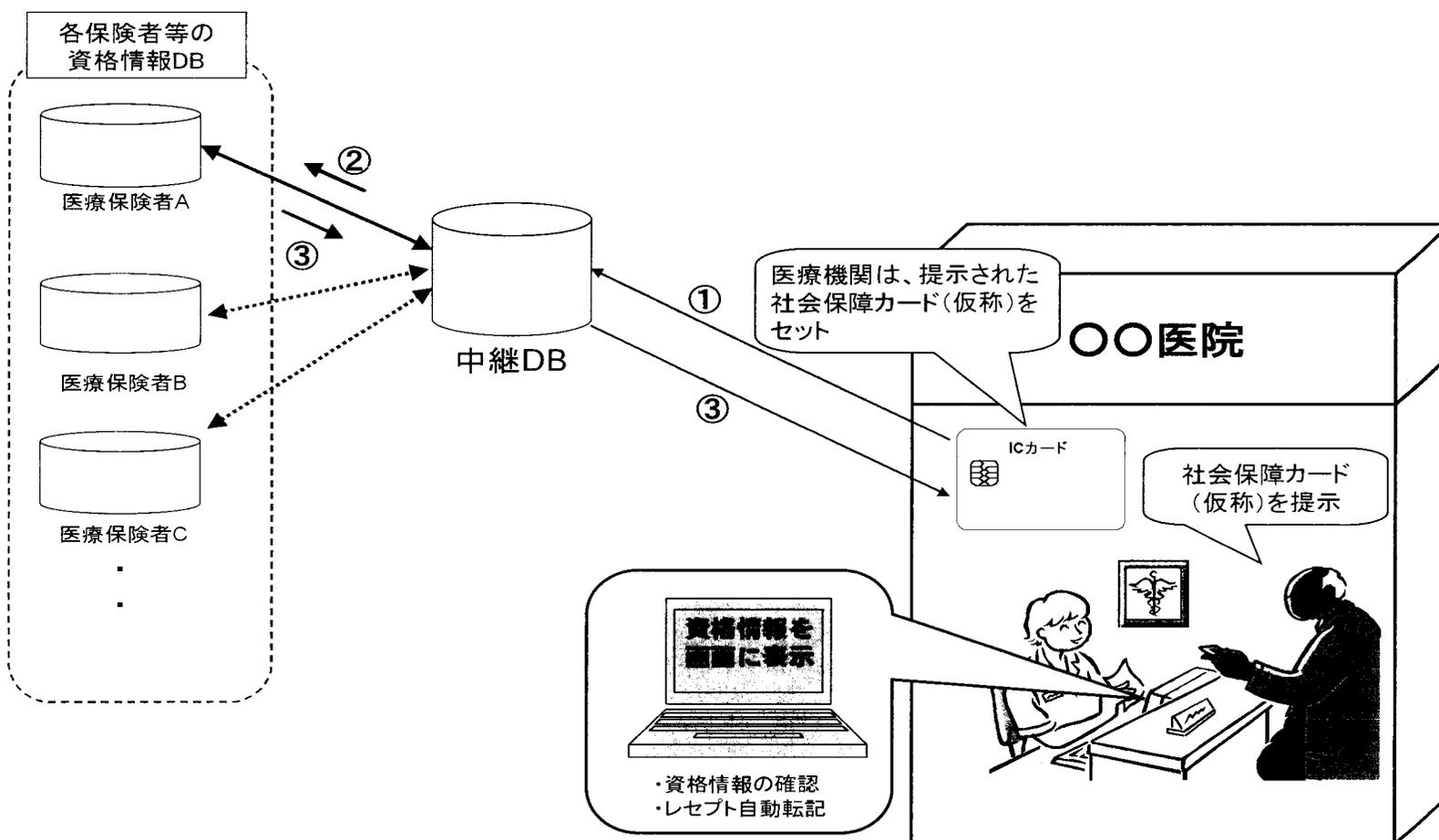
今回仮定した年金記録等の情報閲覧の仕組みのイメージ



- ① 利用者が、社会保障カードとパソコン等の端末を使って、社会保障ポータル(仮称)(※)にアクセス。
- ② 利用者が、社会保障ポータル画面で閲覧したい情報を選択すると、中継DBが利用者が属する保険者のデータベースにアクセスし、開示を要求。
- ③ 保険者のデータベースは、中継DBからの要求が正当であることを確認して、利用者に情報を開示。

※ 社会保障ポータル(仮称)とは、中継DBと一体となって、利用者の閲覧要求等を中継する機能を持つ仕組み。

今回仮定したオンラインによる医療保険資格の確認・レセプト自動転記の仕組みのイメージ



- ① 利用者のカードを医療機関等のパソコン等の端末にセットし、中継DBにアクセス。
- ② 中継DBが利用者の属する保険者のデータベースにアクセスし、当該利用者の資格情報を要求。
- ③ 保険者のデータベースは、中継DBからの要求が正当であることを確認して、医療機関等の端末に利用者の資格情報を送信。また、当該資格情報をレセプトへ自動転記。

※ その他、中継DBを用いて保険者間の情報連携を行い、併給調整事務を円滑に行う方策を検討。その際、中継DBにアクセス記録を残すこと等の、プライバシー侵害に対する不安が極力解消される対応を検討。

ICカードが使用できない場合の対応

- ここまでは、すべての利用者がカードを保有し、かつ、医療機関等にもカードに対応した環境が整備されていることを前提に検討を行ったが、以下のようなカードが使用できない状況も想定。
 - ・ カード導入後現行の被保険者証等からの移行期間
 - ・ 訪問看護や訪問診療等の場合
 - ・ 停電、ネットワークのトラブル、カードの破損等の場合 等
- このような場合にも現行の被保険者証等と同様の運用を可能とするためには、保険資格情報が記載された別紙を交付しておく、カード券面に本人を識別可能な情報を記載しておく、といった措置が考えられるが、制度的な対応、技術開発による代替手段の確立も含めて対応策を今後更に検討。

カード発行の場合の発行・交付方法

社会保障制度の調整等の主体である厚生労働大臣を発行主体、国民にとってもっとも身近な行政主体である市町村を交付主体と仮定し、利便性、本人同定の確実性を踏まえた発行・交付方法を整理したが、実現可能性等を考慮し、今後更に検討。

関連し得る他の仕組み等の活用

社会保障カード(仮称)のためだけの新たな投資を極力避けるという観点から、以下の関連し得る他の仕組み等の活用について今後更に検討。

- 本人識別情報を格納する器として、住民基本台帳カードなどのICチップを搭載した媒体
- 公的個人認証などの認証基盤
- レセプトオンラインネットワークなどのネットワーク基盤
- 電子行政関連施策や電子私書箱(仮称)

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 これまでの議論の整理

（本とりまとめの位置付け）

社会保障カード（仮称）の在り方については、現段階で本検討会として一定の結論を得たものではなく、本とりまとめは、いくつかの仮定を基にした議論を整理したものである。

第1章 はじめに社会保障カード（仮称）の基本的考え方

本検討会が本年1月に取りまとめた「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書（以下、本文中では「基本構想に関する報告書」という）」においては、基本的考え方について以下のように述べられたところである。

人口減少と急速な少子高齢化により、生産年齢人口の減少や年金・医療・介護といった社会保障サービスの利用者の増加が見込まれている中で、質の高いサービスを効率的・効果的かつ安全に提供していくことが求められている。

このため、目覚しく進歩する情報通信技術を活用し、利用者が年金・医療・介護といった社会保障分野のより良いサービスを安心して利用できる社会を実現し、持続的で利用者に信頼される社会保障制度を構築することが必要である。

これまで社会保障分野においては、年金、医療、介護等それぞれの分野において情報化が進捗し、ICカードの導入が検討されてきた経緯があるが、我が国の電子政府化の推進が高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）の下で、府省横断的に一体となって進められているとおり、本来情報化とは、国民の生活に密接に関連する各種事務手続等の多くが統合的に情報化されてこそ、最大の効果を発現するものである。

この点につき、進捗の過程にある等の理由で情報化が部分的である時点においては、費用対効果を得にくい側面があるとともに、全体最適の観点からは、分野ごとに情報化を進め、別々のICカード及び発行の仕組み等を作るのは非効率であることから踏まえ、社会保障カード（仮称）は、将来を見据えた社会保障制度全体を通じた情報化の共通基盤として位置付けられるべきものである。

また、国民生活に密着する社会保障の分野においてこのような基盤が整備され、社会的な合意が得られれば、より広い用途で利用することができる可能性もある。

ただし、用途の拡大に伴いリスクも高まる可能性があることから、リスクをできる限り回避しつつ、より広い範囲の用途に対応できることと、プライバシー侵害等の不安が極力解消される仕組みとすることを両立できる仕組みを工夫するこ

とが重要である。り、また、この仕組みの内容は、将来的な用途の範囲を検討する上でも重要な要素となる。

本検討会としては、社会保障カード（仮称）の仕組みの内容について検討の途程ではあるが、一定のイメージを示し、様々なご意見をいただきつつ、検討を進めていくことが有益と考え、基本構想に関する報告書の取りまとめ後の検討会での議論を中間的に整理することとした。

社会保障カード（仮称）については、カードによって実現可能なことについての様々な期待がある一方で、情報化や制度横断的な取組みに対しては不安の声があるのも事実である。こうした中で、具体化に向けた議論を丁寧に積み重ねていくためには、より広い範囲の用途に対応できることと、プライバシー侵害等の不安が極力解消されることを両立できる仕組みを工夫することが重要である。そのため、

- ・ 一定の仕組みのイメージを仮定し、その仕組みによって実現可能となること、その仕組みのコスト、想定されるリスクを具体的に示すことが不可欠であること
- ・ その仕組みや仮定に至った検討内容を示すことで、別案の検討を進めることも可能となること
- ・ 逆に何らかの仕組みを整理した上でなければ、実現可能なこと、コスト、リスクの整理は不可能であり、丁寧な議論ができないこと

から、本検討会においてはこれまで、社会保障カード（仮称）の仕組みの検討を先行させてきた。

仮置きではあるが、仕組みのイメージを示すことで、今後、国民的な議論が広がり、様々なご意見や、コストやリスクを抑えつつメリットを高めるアイデアを促すことが期待され、国民の皆様の理解を深めていくことに資するものと考えている。

また、こうした仕組みのイメージを示すことは、社会保障カード（仮称）と並行して内閣官房等で検討が進められている電子政府への取組みなど関連する様々な施策を含めた全体最適を実現するための検討にも資する。

今回仮定した仕組みのイメージは、ICカード（ICチップ）、本人識別情報、アクセスを中継するためのリンクのみを保持する機能を持つデータベース（以下「中継DB」という。）を組み合わせた仕組みであり、このような仕組みに基づけば、

- ・ 本人識別情報の保有をICチップと中継DB内に限定することなどにより、その流出リスクを極力回避しつつ
- ・ 現在各保険者が保有する年金・医療・介護に関する様々な情報を一括して保有するのではなく、中継DBを経由して各保険者等が保有する情報へのアクセスを行い、同時に中継DBへのアクセスを監視することにより、個人情報の流出リスクを効率的かつ効果的に回避する
- ・ また、この仕組みは社会保障カード（仮称）の将来の用途拡大に対応する場合のコストを抑える

ことができるものと考えられる。

一方、社会保障カード（仮称）の仕組みの実現のためには、それにより生じる不利益の部分も含め、更に検討すべき課題も多い。また、3制度を一体的に扱う必要があるのか疑問であるとの意見も寄せられている。

例えば、今回仮定した仕組みのイメージについても、次章以降で述べる個々の課題の他、例えば次に挙げるような課題があることから、本検討会や作業班において、こうした課題を検証しながら検討を進めることが重要である。

- ・ 医療や介護の保険証として利用する場合と年金記録等の情報を閲覧するために利用する場合との違い
- ・ 各制度・現場の状況を踏まえた対応
- ・ 医療機関、保険者等の環境整備をどう進めるか
- ・ 現行の保険証等からの切り換えに伴うリスクの分析
- ・ ITの利用に不慣れな方等、様々な利用者への配慮
- ・ 仕組みの実現と制度運用に当たっての法的手当を含む制度的対応の必要性
- ・ 社会保障カード（仮称）の仕組みに要するコストの試算
- ・ 受益と負担の関係も踏まえた費用負担の在り方

本検討会としては、今後も、様々なご意見をいただき、それを踏まえつつ、更なる検討を継続し、年度内を目途に基本計画の策定を目指していくこととしたい。

第2章 今回仮定した仕組みを基にした社会保障カード（仮称）による効果

第1章で述べたとおり、社会保障カード（仮称）は社会保障制度全体を通じた情報化の共通基盤として位置付けられるべきものであり、このような基盤が整備されることにより、

- ・ 社会保障制度における自らの情報や社会保障制度に関する情報の可視化・透明化を進めること、
- ・ 効率的にきめ細かなサービスを提供すること

が一層進むことが見込まれる。また、こうしたことにより、紙媒体を基本とした手続等に比べて利便性が向上するとともに、社会保障制度に対する国民の信頼の向上につながることを期待される。

社会保障カード（仮称）の導入により、情報の可視化や自己情報のコントロールが一層進むという「情報アクセスの基盤」としての役割を果たすことと、効率的できめ細かなサービスを可能とする「情報連携の基盤」としての役割を果たすことにより、様々な効果が期待されるが、本検討会では、差し当たり、年金手帳、健康保険証、介護保険証の役割を果たし、年金記録等を簡便に確認できるものとして検討していることから、本章第2章においては、この2つの基盤の整備がという視点で整理した年金・医療・介護3分野においてけるどのような具体的な効果を生む可能性があるかについて述べる。

(1) 情報アクセスの基盤としての効果

（自己情報の容易な入手・活用）

○ 現状では、利用者は年金情報・年金記録、レセプト（医療費）情報、特定健診情報等の情報を得るためには、多くの場合、紙の申請書のやりとりが必要となる。また、別々の保険者・行政機関から各々取得しなければならず、一括して情報を取得することができず、自分が欲しい情報にアクセスしにくい状況である。

この点につき、利用者は、年金記録、レセプト（医療費）情報、特定健診情報等について、保険者等における環境が整うことを前提として、いつでも自宅等からオンラインで確認・入手して生活設計や健康管理のために活用することが可能となり、さらに、社会保障ポータル（仮称・詳細は後述）を利用することで、ワンストップで様々な社会保障に関する情報にアクセスできることとなる。

(利用者への情報提供)

○ 利用者が保険給付・適用の手続を忘れていても、保険者等からお知らせすることで手続漏れを防ぐことや、一般的な社会保障制度の概要等の情報に加え、住んでいる自治体や年齢に応じた社会保障に関する様々な情報を提供することもより簡便に実現可能となる。

(自己情報の管理・安全性確保)

○ 現状では、例えば年金記録について、標準報酬の誤りや虚偽の届出がされてもすぐに確認する手段がない。

この点につき、自分の情報を管理し、活用することが可能になり、正しい情報への修正、手続漏れや虚偽の届出報告の抑止も可能になる。これにより、例えば将来的な年金記録の誤り防止にも資する。

なお、国民が行う情報の確認手段としてIT技術を利用できれば、ねんきん定期便や各種通知等を送付することと比べて、郵送費等のコストを削減することができる。

○ 現状では、年金記録を始め、自分の社会保障に関する情報について、不正アクセスによる盗み見などの可能性に対して適切に管理されているか自分で直接確認する手段がない。

この点につき、アクセス記録を自分で確認できるようになれば、不正なアクセス等の監視が可能になり、また、不正アクセス等の抑止力としても働く。

○ 現状では、健康保険証、年金手帳等の偽造・悪用がなされた事例場合があり、例えば、知らない間にクレジットカード、銀行口座、携帯電話等の契約をされることや、それが別の犯罪に使われる可能性がある。

この点につき、ICカード化することにより偽造・悪用を一定程度防止することが可能になる。

(2) 情報連携の基盤としての効果

(利用者や保険者の負担軽減)

○ 現在、利用者は、転居や転職等に伴い保険者が変わるとともに、保険証等を保険者に返却する必要があるとともに、これにより加入申請漏れ・手続漏れも生じうる。また、各保険者において、被保険者の異動のたびまたは定期的に保険証を発行・交付している。

この点につき、利用者は保険者変更等の際でもカードを返却する必要はなく、1人1枚のカードで年金、医療、介護サービスの様々な保険証や標準負担額減額認定証等の役割を果たす。各保険者においても、保険証を発行する事務等が不要となり、事務コストが削減できる。

また、就職の際に正しい基礎年金番号が申告されない等の理由による基礎年金番号の重複付番も防止することもできる。

(医療機関等における事務負担軽減)

○ 現在、事務面において、レセプトへの資格情報の転記ミス、医療保険の未加入状態での受診や医療保険資格喪失後の受診等により、保険医療機関・審査支払機関・保険者→医療機関・審査支払機関等に医療費請求における過誤調整事務が発生している。

この点につき、オンラインでの医療保険資格確認やレセプト等への自動転記が可能となり、医療費の過誤調整事務が軽減されるなど、事務コストが削減できる。

(制度や保険者等をまたがる手続の効率化)

○ 現在、制度や保険者等をまたがって本人を同定することが難しいことから、保険の取得手続だけでなく、高額療養費の申請、併給調整のための書類提出など、制度や手続が複雑なものが存在し、煩雑な申請手続が必要であったり申請漏れが生じたりする。そのため、高額療養費等につき本来もらえるはずの給付をもらえない、また、加入手続漏れ等の原因により、払われていない保険料等が発生するなど、利用者への負担や事務面での負担が発生している。

この点につき、制度や保険者等をまたがっての利用者の特定が可能となれば、例えば高額医療・高額介護合算制度といった制度をまたがる事務や、同一制度内でも保険者等をまたがる事務が効率化され、手続のワンストップ化や必要な添付書類を削減することが可能となり、利用者にとって便利になるとともに、保険者の事務コストも削減される。

また、保険者が正確な情報の把握ができるようになることから、申請漏れを防ぐために利用者へ情報提供をするなど、よりきめ細かなサービスを提供することが可能となる。

(例：高額療養費の申請、被用者保険から脱退した後の国民健康保険への加入手続勧奨、その他社会保障に関する情報の提供)

- 現在、各種給付における負担の軽減措置は保険者や制度ごとで設定・適用されるのが原則となっているが、保険者・制度をまたがった場合でも自己負担額の調整を行うなど、社会保障制度において制度や保険者をまたがったよりきめ細かなサービスを提供できる可能性がある。
- 将来的には、本人の希望を前提とした上で、地域の医療機関間や医療機関と介護事業者等との情報連携にも活用することも可能となる。

その他にも、行政機関への申請について、窓口申請ではなく電子申請が行いやすくなることや、希望者については、身分証明書として利用することができるほか、ICチップの空き領域を利用して追加的な機能を持たせることもできる等、基本構想に関する報告書で挙げられた効果が考えられる。

第3章 今回仮定した仕組みのイメージ具体化の手法の骨格

基本構想に関する報告書に基づき、具体的な仕組みについての検討を行い、いくつかの仮定を基にした議論を行ってきたところであるが、その中でも主特に中心となる部分につき、本章において第3章で述べる。

(1) 本人を特定する鍵となる情報（本人識別情報）について

第2章で述べたような社会保障に関する情報の可視化を進め、効率的にきめ細かなサービスを提供すること等を実現するためには、制度内・制度間での加入者利用者の特定すなわち識別が必要となる。

この識別が不完全であると、記録・情報の連続性が確保されないこととなり、結果として利用者・運営者双方に不利益をもたらす可能性がある。したがって事務の効率化を図りながら利用者の識別を果たす方策を考える必要がある。

そのため、基本構想に関する報告書では、カードのICチップに収録する「本人を特定する鍵となる情報」（本人識別情報）として、以下の5案を提示した。

- 案1 各制度共通の統一的な番号を利用
- 案2 カードの識別子を利用
- 案3 各制度の現在の被保険者番号を利用
 - 案3-2 各制度内で不変的な番号を創設し、利用
- 案4 基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を利用

この5案を比較検討し、一定の整理を更に行ったところ、

- ・「案3：各制度の現在の被保険者番号」については、保険者が変わる都度、カードの書き換えの必要が生じること、
 - ・「案3-2：各制度内で不変的な番号を創設」については、全ての医療保険者や介護保険者のシステム改修が必要となること、
 - ・「案4：基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）」については、同姓同名同住所の例、外字の用い方による不突合等が起こる可能性があること
- 等を踏まえ、差し当たり、「案1 制度共通の統一的な番号¹⁾」又は「案2 カードの識別子」を基本として更に検討を進めることとした。

上記の本人識別情報の案は、制度内・制度間で利用者の識別を行うための方法であり、電子的に利用者の情報にアクセスするためには別途オンライン上で認証を行うこととなるが、認証については、後に(2)で述べるとおり、本人識別情

¹⁾ 制度共通の統一的な番号の例については、『「社会保障番号」に関する実務的な議論の整理』（平成18年9月22日・社会保障番号に関する関係省庁連絡会議）では、「住民票コード」、「基礎年金番号」、「新規番号の付番」が挙げられている。

報を認証に直接用いるよりも、国際技術が確立しており一定のセキュリティを確保しやすい「公開鍵暗号の仕組み」を用いる方が安全性において優位であると考えられる。その際、この公開鍵暗号の仕組みを用いた認証については、認証しうることをもって識別に代えることも可能であることから、本人識別情報として、先に記載した「案1」「案2」に加え、「公開鍵暗号の仕組みを用いた認証を用いる方法」も併せて検討することとした。

また、上記2案に加え「公開鍵暗号の仕組み」を用いる方法についても、国際標準技術が確立しておりセキュリティを確保しやすいことから、併せて検討することとした。

なお、検討会においては、上記のICチップに収録する制度間で利用者の識別を行う本人識別情報の議論に加え、

- ・ 医療・介護の現場では、保険者間の移動、姓の変更、転居など様々なライフイベントを通じても確実に継続的なサービスを安全・安心に提供することが期待されており、社会保障カード（仮称）の導入に当たっては、様々なライフイベントの影響を原則受けない、医療・介護の現場で用いるための本人の識別番号を導入すべきである
- ・ 社会保障カード（仮称）導入後も、医療・介護の現場では相当期間、従来からの紙処理とコンピュータ処理が混在することが予想されるため、そうした医療・介護の現場で用いられる識別番号は可視化して表示されるべきである

との意見があった。

したがって、医療・介護の現場における利便性を向上させつつ、混乱を招かないためには、医療・介護の現場で用いられる可視化された識別番号の必要性及びそれを制度を越えて運用しないことを担保する仕組みを検討する必要がある。

一方、

- ・ 本人の識別のための番号がどのような目的で使われるのかが明確化されない状況で、年金・医療・介護の3つの制度を一体的に扱う統一した番号の導入を前提としたかのような議論がなされるべきではない
- ・ 3つの制度を一体的に扱う必要があるのか疑問である

との意見も寄せられたところであり、年金・医療・介護の3分野を社会保障カード（仮称）の対象とすることについては、年金制度における基礎年金番号のように、目的が明確で利用される範囲が限定された医療・介護の現場で用いられる可視化された識別番号の必要性等の議論も踏まえて、今後とも検討を進めていく必要がある。

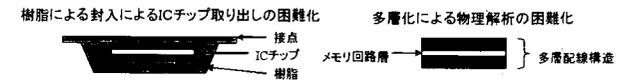
(2) ICカード（ICチップ）の活用について

ICカードは、ICチップ内に情報を収録することで視覚的に情報を隠すことができるに加え、不正な解析等に対する防御対策がなされた「耐タンパ性」を有するといったICチップの性質上、偽造や不正使用が難しく、安全性が高いことから、一般的に利用されている。

ICカードの安全性

○耐タンパ性(ICカードを不正に解析する脅威等からの防御対策)

—チップを取り出した信号解析や顕微鏡解析による不正情報取得、消費電力や電圧および処理時間の変化からの情報や鍵の推定などの脅威等に対応した対策をしている。



○鍵(暗号鍵あるいはパスワード)の設定による利用条件制限

- 情報が記録されるメモリ上のデータファイルは、ファイルごとに鍵を設定して保護される
- 正しい鍵が確認された時に、鍵に応じた読み書きの利用権が与えられる
- あらかじめ設定された回数の照合や認証に失敗すると、鍵の利用を自動的に停止することが可能

※磁気カードやICタグは、読取装置があれば、データが読める
磁気カードライターは比較的簡単に入手可能で、偽造も可能
※メモリカードは、自由に読書き可能

その一方で、例えば統一した番号やカードの識別子といった情報をそのままICチップに収録して個人の識別に用いる場合には、暗号化等の措置をとったとしても、住民基本台帳住基カード（以下、住基カード）のように専用端末を用いるなど適切な保護を講じなければ、ICチップから送り出される情報を不正に読み出されるおそれを完全に否定できない。しかし、社会保障カード（仮称）については医療機関等で利用されることが想定されており、すべての医療機関で専用端末を用いて資格確認等を行うことは考えにくい。

そのため、情報を読み出す端末を無条件に信頼することができないことを考えると、統一した番号等を情報の送り手と受け手で持ち合うことで本人を認証する方法より、情報の送り手と受け手とで異なる情報を持ち、ICチップの演算機能を活用する公開鍵暗号の仕組み²を活用の方が、安全性においては優位であると考えられる。

² ICチップから送り出される情報が膨大な桁数の乱数とICチップ内で生成される関数であり、ICチップの内部にのみ格納される別の乱数との演算の結果が合致することにより、本人を認証する方法。なお、公開鍵の電子証明書には重複を避けるための整理番号が付けられることになるが、これは本人の識別に用いられるものではない。

ただし、将来を見据えた社会保障制度の有用な基盤として検討を進めつつ、当分の間は、情報化が進んでいない手続等と併存する期間が一定程度存在することや、様々な理由でICカードの機能を利用できない事由も考えられることから、ICカードの機能に依存しない方法も併せて検討を行う必要がある（ICカードの機能を利用できない事由は第6章で詳述。）。

ICカードの機能に依存しない場合における手続等の利便性や正確性の確保については、例えば本人識別情報をカードの券面等に記載して可視化した場合には、制度・本人の意図しないところで名寄せに使われるなどのリスクが高まる可能性が考えられる一方、何らかの可視的な番号等を情報連携のキーに利用することにより簡便な仕組みにすることができるとの期待もあることに留意する必要がある。

そのため、本人識別の方法としては、安全性に優れた公開鍵暗号の仕組みの利用を基本としつつ、必要に応じて可視的な番号等を用いることも検討の範囲からは除かないこととし、その適切な在り方についても併せて検討していくこととする。

(3) 中継データベース（中継DB）の活用について

①中継DBの必要性

社会保障カード（仮称）の仕組みについては、プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安を極力解消しつつ、費用対効果にも優れた仕組みとすることが重要であり、具体的な仕組みその検討に当たっては、

- ・ カードのICチップには医療保険の資格情報そのものや年金記録等の情報そのものは収録せず、ICチップ内情報の書き換えの機会を極力減らしICカードのセキュリティを確保する。必要な情報の取得にはICチップ内の本人識別情報を用いて外部のデータベースにアクセスする
- ・ 現在、各保険者が給付情報等を保有するデータベースを集約または集積して、個人の社会保障情報を一元管理することは、
 - プライバシーが侵害されるのではないかと不安を惹起する、
 - サイバー攻撃等の標的にされるおそれがある
 ことから、年金・医療・介護に関する様々な情報を一括して保有する大規模なデータベースは設けない

と想定した。

これらを前提とすると、ICチップ内に収録された本人識別情報をキーにして、各保険者に分散して保存されている情報に確実にアクセスする仕組みとして、アクセスを中継するためのリンクのみを保持する機能を持つ中継DBデータベース（以下「中継DB」という）が必要となる。

現在、各制度で個別に付番されている被保険者記号番号等について、これを制度共通の統一な番号に置き換えるという意見もあるが、この中継DBは、そのような場合であっても、同様の各保険者へのアクセスを中継する仕組みとして必要となるものと考えられる。

